

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、令和元年東日本台風により被災した農地の復旧工事において、令和 3 年 4 月 2 3 日に締結した工事請負契約に基づく工事請負代金の支払いの遅延により生じた相手方の損害に対し、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 1 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

- 1 損害賠償額 5, 1 3 5, 3 0 0 円
- 2 和解の条件 市から相手方に 1 の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても双方決して異議を申し立てない。
- 3 相手方 鹿沼市上殿町 1 1 1 2 番地 1 1
内山建設株式会社
代表取締役 内 山 高